平成２３年（フ）第３６０号
千葉県松戸市松戸新田516番地の１　マーリーズホーム307号
債務者　米谷壽美子
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１２８号
富山市小杉277番地10
債務者　乙野　浩美
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１３２号
富山市豊若町２丁目４番１―203号　コートⅡ、前住所富山市犬島３丁目８番47号
債務者　宇野　英昭
1　決定年月日時　平成23年６月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１８９号
北九州市戸畑区中原西１丁目２番29号
債務者　本山猪子男
1　決定年月日時　平成23年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１９０号
北九州市戸畑区中原西１丁目２番29号
債務者　本山　節子
1　決定年月日時　平成23年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第３７１号
北九州市門司区老松町10番10―403号
債務者　赤松　　豊
1　決定年月日時　平成23年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第３７３号
北九州市小倉南区下曽根２丁目６番18号
債務者　古賀　　守
1　決定年月日時　平成23年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第３７４号
北九州市小倉南区下曽根２丁目６番18号
債務者　古賀　一美
1　決定年月日時　平成23年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４３４号
北九州市八幡東区前田１丁目11番４―1101号
債務者　古屋　好子
1　決定年月日時　平成23年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１０６号
沖縄県島尻郡与那原町字与那原567番地　山内アパート202
債務者　大城　幸枝
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１９０号
沖縄県那覇市壺川２丁目10番地６県営大橋市街地住宅1103
債務者　照屋　洋子
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１９１号
沖縄県那覇市壺川２丁目10番地６県営大橋市街地住宅1103
債務者　照屋　栄次
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１９９号
沖縄県豊見城市字豊見城444番地１レジデンスとよみ303号
債務者　山川　里美
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第３９４号
愛知県豊明市前後町五軒屋1551番地３　仙人塚ハイツ501号
債務者　塚本　進辞
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７６０７号
東京都江東区古石場１丁目９―５　岩瀬方
債務者　森川　貴子
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７６８１号
埼玉県ふじみ野市鶴ケ舞１丁目11―31
債務者　川口　伊通
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７６８２号
埼玉県川越市大字寺尾94―15
債務者　横澤嘉代子
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部